

国鉄闘争の現局面

(ガリレオほどではないけれど、原告団はずばらしい)

郵政ユニオン九州地本第6回定期大会報告
「地域と労働運動 2008/8月号、No94号
・郵政ユニオン長崎・中島義雄

1、はじめに

2006年、鉄建公団訴訟・控訴審(東京高裁)の始まりのとき、南裁判長は解雇された原告団に対して「二審では新たな証拠調べは不要である」と語り、書類審査だけで済ませる意向を示したが、一方で、「民営化反対の人がJRに入ってどうするのか」と原告側に尋ねた。原告団は「ひどい裁判官だ」と怒ったが、私は「生」の言葉で労働者に語りかける裁判官には、前例がどうであれ、「生」の言葉で返すべきであるし、逆に展望もそこから生まれるときもある、と話した。

そのとき、「生」とはなにか?と聞かれ、「まじめに働きます」という月並みな言葉ではなく、ガリレオの精神で、「民営化反対である」といい続けることが一番だともいったが、原告団は苦笑した。そんな頑固な話では、ますます勝つ見込みはないと感じたのだろう。

ガリレオは、1633年、カトリック・ローマ法王庁の原典=天動説を否定し、地動説を唱え、宗教裁判にかけられ、死刑は免れたが、7年の投獄を受ける。その後、「もう二度と地動説は他言しない」と、命乞いをして獄を出たガリレオは、石牢の前で転びながら、「それでも地球は動く」と小声でつぶやいた。自説を曲げなかったのだ。

唯一の聖典のもと2000年の歴史を持つカトリック教がもつ教義ですら、しかし、事実の前には、ついに教えを変える。1992年、ローマ法王は、このガリレオの破門を解き、名誉を回復した。359年の争いに、ガリレオは勝ったのである。これほどの執念はほかにはないだろう。自説にこだわる話の一例だが、労働者解放の夢をかけた労働者が掲げる執念は、そう簡単には譲れない。

国労が修善寺大会でみせた、日本労働運動のリーダーとしての自覚と決意が、どれほどの影響を与え、全国の労働者を勇気づけたのか。そして、87年、1047名が解雇を受けたとき、国労自身が全国に発した檄=「全労働者への攻撃」という言葉と意識は、10年、20年では変らないからだ。

国鉄からJRへの民営化=国鉄改革は、たかだが30年ほどの、いま流行の新自由主義の経済政策のひとつの手段でしかない。今から先、この民営化が正しいこととして継続できるのか、誰もわからない。そう長くないうちに、また国営鉄道が検討されるだろう。なぜならば、有限の資源を使い放題に、すべての人が車を使い続ける社会なんて永遠にはありえず、また鉄道が営利目的の私鉄でなければならぬ理屈もまたないからだ。であれば、国鉄改革=民営化は正しかったのかを問う時代が必ず来るだろう。ガリレオほどの長い時間がなくとも、解雇された人の名誉は回復されると信じている。「民営化反対」が正しいと、もう一度、私もつぶやく。

2、国鉄闘争の転機

とはいっても裁判は現実の話だ。

戦後最大の首切りと 21 年を超える長い争議。現代格差社会と解雇自由社会の原点となった国鉄改革攻撃。1047 名の解雇撤回を闘う国鉄労働者。まさに歴史に残る大争議に、大きな転機が訪れようとしている。

7 月 14 日、鉄建公団訴訟控訴審ですべての証拠調べがすみ、期日を一度残した段階で、南裁判長は「裁判外での解決」を被告・原告の双方に促した。判決を書かないという趣旨で、また和解でもない、政治解決という名の争議の解決を裁判所が求めたのだ。これを受けて、15 日の閣議を終えた冬柴国土交通大臣が記者会見で「誠心誠意、解決に努めたい」と前向きの発言を行った。これは従来からの「関知しない」という態度からするなら、大きな政治的立場の転換である。無論、国鉄共闘会議や原告団はこれを歓迎し、早期に鉄道運輸機構に交渉のテーブルにつくように求めている。まだ、明確なことはないが、21 年間の長い争議に、ひとつの区切りが見え始めていることは間違いない。

国鉄改革は当時の中曽根首相の言葉を借りるなら、戦後政治の総決算のための攻撃であった。国鉄改革で国労をつぶし、総評・社会党を解体し、憲法を改正する。これが、自民党の狙いであり、それだけに攻撃も鋭さを極めた。自民党は、国鉄改革=国労つぶしに踏み切れない国鉄公社のトップの首をすげかえ、クーデターによって、改革を進める体制をとる。新体制は、国労以外の労組とは労使安定協約を結び、すべての協約を破棄し、国労を追い込む。また、改革に協力しない者は新会社に採用されないと宣伝をくりかえし、国労の組織脱落が始まる。カラスの鳴かない日はあっても、国労はポカ、やみで、悪者だとのマスコミの大合唱が連日続いた。今の年金問題で、社会保険庁の労働者攻撃の拡大版だと思えばいい。国労の活動家を人材活用センターに押し込み、訓練という名の隔離政策で国労組合員の動揺を謀り、そのまま JR 新会社に不採用とし、清算事業団送りとした。さらにこの設置法の 3 年の期限が切れると、90 年 4 月、再度の解雇を強行した。

国労などは解雇を不当だとして、労働委員会に提訴した。労働委員会は「採用命令」を出し、労働者が勝ち続けたが、JR 側は、この労働委員会命令に従わず、逆に、裁判へ提訴した。形は中央労働委員会と JR 会社との争いとなるが、最高裁は、2003 年 12 月、「JR に採用責任なし」と判決を出す。裁判では解雇者の JR 会社への採用の道は完全に閉ざされた。普通、闘いはこれで終わりだが、このとき、もうひとつの闘いが展開されていた。

3、四党合意と鉄建公団訴訟原告団結成

2000 年代に入り、政治解決を求めた国労に対し、自民党や社民党など四党が解決案を国労へ提示する。いわゆる四党合意である。具体的な解決案（金額）も問題であったが、付帯されている条件にも苦渋の選択が求められた。国労が国鉄改革を認めて、不当労働行為はなかったとして、裁判を取り下げるとする案は、まさに国労の全面無

条件降伏を意味した。

2001年これが国労全国大会で決定された。これは国鉄改革に反対する闘いを決めた86年の国労修善寺大会からの方針転換である。しかし、これに納得できない295名の人は、国鉄清算事業団相手に、「雇用確認」を求めて、新たな裁判を起こした。当時はすでに名前が鉄建公団と変わっていたが、鉄建公団訴訟原告団が結成され、これを支援する1047名の解雇撤回、国鉄共闘会議が結成された。自民党などは、この新局面下、四党合意案を破棄し、和解は崩れた。四党合意解決の是非は置くが、現実はこの鉄建公団訴訟原告団の裁判がなければ、この国労の解雇撤回闘争は終わっていただろう。その意味ではこの闘いは、295名の捨て身の決起で、頸の皮一枚でつながったのである。したがって、それ以降は国労闘争ではなく、国鉄労働者の闘争（原告団の国鉄闘争）と実態は変化していくのである。その後、残りの国労闘争団と国労は、雇用確認ではなく、別の損害賠償裁判を起こした。

4、9・15判決のもつ意味

2005年9月15日。この鉄建公団訴訟で、東京地裁は不当労働行為を認めて、国に500万円の支払いを命令した。国鉄闘争で国の責任を認めた最初の判決であり、支払額は別として、原告団は主張を認められ、一部、名誉は回復し、闘いは勝利の道へ反転し始めた。

国鉄闘争の最大の争点は不当な解雇撤回であることは間違いない。その不当性の根拠は、不採用の過程で差別や不当労働行為があったかどうかには尽きる。それを東京地裁が「あった」と認めたわけだから、国、鉄道運輸機構（旧鉄建公団）は、改革の名を借りて、不法行為を行ったことになる。すなわち、国が国是と掲げた国鉄改革は悪となる。これは、国内ではもちろん、国際的にも強い批判をあびることは間違いない。わかりやすく言うと、反対派をつぶすために違法行為を行った国は、法治国家ではないからだ。それはなによりも、反対派の一番求めていた国是に反対した悪いものという汚名をそそぐ、名誉回復だからだ。

しかし、鉄道運輸機構は、9・15判決は断じて認められないとして、高裁に控訴した。それまでは四党合意の政治解決の話し合いにも応じていたが、その後の話し合いの場はなくなる。

一方、原告団にも東京高裁の判決は、厳しいという判断もあり、政治解決を求める考えもあった。また、国労は9・15判決以降、態度を軟化させ、原告団への制裁を解除し、国労、国鉄共闘会議や建交労、支援共闘会議の4団体と、原告団の二つや、全動労、国労闘争団などの4者がまとめ、1047名の解雇者の統一がなり、4者4団体の8共闘が生まれた。

5、国鉄闘争最大の山場=6/2 葛西尋問のせめぎ合い

そして、今年6月2日の東京高裁の公判に争点がうつる。国鉄改革三人男のうちの

一人、JR 東海の会長・葛西敬之が証言に出廷したのだ。国側は当初、葛西の出廷に難色を示したが、裁判所は期日を二つ明示し、出廷を強く求め、葛西は応ぜざるをえなかった。南裁判長の意図は、わが国最大の争議にけりをつけるために、葛西証人は避けられないと判断したからだと思うが、しかし、結論は微妙であった。いわば、原告団にとって、振り返りにあえば、これほどの痛手はないからだ。その意味では葛西証人は諸刃の剣であり、原告側は最後の「勝負に出た」のである。

証言で葛西は、官僚として不法行為を否定した、かのような証言の印象だった。葛西は、改革は正しく、これに反対した国労が自滅したのだとして、処分が多い、国労が採用されないのは当然であると居直った。弁護団は丁寧に尋問し、「葛西は不当労働行為の前提となる諸事実をみとめた」(加藤主任弁護人)という結果を勝ち取った。また裁判所も、いくつか興味ある尋問をし、葛西は苦境に立つ場面があった。

南裁判長は、「国労の処分が多くなる時期を狙っての採用基準作りという見方もあるが、どうか」と聞くと、葛西は「当時、第2臨調、三塚委員会の方針があり、その方針に沿ったもので、国労排除の時期を選んでいない」と答える。また裁判長は「中曽根首相が『国労つぶしのために改革をやった』と言っていることは知っているか」と聞く。葛西は「子の心、親知らずだ」と答えた。これが矛盾となる。なぜなら、国労排除のための基準作りでは？ と聞かれて、上の方針通りにやると答え、その上、国労つぶしのためにやっていると聞くと、今度はその上を批判し、「本質を取り違えていると思う」と答える。どちらも、自分だけは悪くないという立場を守るために出た言葉であり、矛盾していることは明らかだ。法的に言えば、どちらかがうそということになる。裁判所などは疑問を感じただろう。

6、国の変化

この証言が、裁判所にいかなる影響を与えたかは定かではないが、その結果が、7月14日の「裁判外での解決要請」となり、国土交通省の冬柴大臣の「解決に努力する」会見とつながった。

つい最近までは、「政治解決はない」と突っぱねていた国(鉄道運輸機構)と、その国の一部(大臣)が解決すると語ったことの違い、双方の距離は、川の両岸ほど差がある。冬柴大臣が民主党などの要請で、解決に努力する方針で、鉄道運輸機構にも解決の要請をすると態度を変えたのは、理由はわからない。しかし、ひとつ言えるのは(多分それ以外はないだろうが)葛西証人の証言の破綻の影響だろう。

7、裁判の現実。郵政4・28高裁判決などにみる

わたしは、いま郵政4・28反処分闘争の高裁勝利判決を思い起こす。

奇しくも、国鉄改革法=10万人首切り法を作成したその人、江見弘武裁判長(当時)が書いた4・28判決文。その趣旨は、同じ闘いをした者のうち、一部だけが解雇される不整合性が記されている。4・28の一審判決では、労働者側に好意的であるとする山口裁判長が、原告らに裁判の長期化をお詫びする言葉を書きながらも、しかし、

結論は、郵政は争議行為が禁止されており、争議参加者の解雇は、最高裁名古屋中郵判決でも確定しているとして、解雇を認めた。

ところが、東京高裁の江見弘武裁判長は、控訴審の開始に当たり、なぜ原告らだけが解雇されたのか。その立証を郵政（国）に求めた。しかし、郵政側は、一審判決に油断し、最高裁判決からも原告らの違法性は明らかだとして、立証の手抜きをした。したがって、そこから同じ闘いをした者のうち、一部だけが解雇される不合理性論が生まれたのだ。

また、鉄建公団訴訟の東京地裁で、国側は、時効論から、なぜ解雇されたのかを争う必要はないとして、これまた立証を省いた。だから、新たな時効論（03年12月の最高裁判決が時効開始となる）が適用されたのだ。難波裁判長から見て、時効かどうかなどの判断をするのは私だと言うプライドもあるだろう。それを、立証の必要なしとして、門前払いの態度は、裁判長として許せなかったのだろう。

裁判において、こんな枝葉末節の出来事で判決が変わるなんてありえないと私も思いたい。しかし、法律の解釈は裁判官の数と同じほどあるとも言われる時代。また裁判官も生の人間である。あながち、的外れでもあるまい。日本漢字学会の最高権威の白川静は、裁判の起源についてこう述べる。「両造具備するとき、師、五辞を聴」（書経から）。「裁判官は両者のことば遣いや、顔色、感情の動きや耳、目などを観察し、心証のたすけとする。証拠主義の原則に立っているが、やはり、心証を重んじたのである」と、「漢字」の著に書いている。漢字が生まれた五千年前のころでの裁判でも、証拠主義の原則がありながらも、裁判官の心証は重んじられたのだ。ましてや、4・28や鉄建公団訴訟一審のように、相手、当事者が「立証不要」とするなら、逆の判決もありうるわけなのである。だから、裁判では生のことばで応じると私は感じている。またそのほうが、もし敗北しても、自分の思いは述べたわけだから、筋が立とう。

8、最大の矛盾、国労は処分が多い論のほころび。

鉄建公団訴訟の一審で思わぬ敗北を喫した国は、二審では、方針を転換し、時候論はありながらも、国労の人がいかに処分を受けているか、一転して熱心に証拠をあげてきた。

今回、国鉄改革で解雇された人は、処分が多いことがあげられ、葛西もそう主張し、解雇は当然とするが、しかし、処分をカウントする時期の設定の整合性に、疑問が出された。動労や国労を脱退し新労組に移行した人は、84年の安定協約締結以降、分割民営化に賛成し、広域配転にも応じた。それ以降の処分はない。明らかに国労で最後まで闘った人とは処分歴では差がある。

しかし、なぜ84年からカウントを始めるのか。これが問題なのである。

これは、意図した国労攻撃ではないか。裁判所もそう尋ねた。特定の時期をくぎった処分歴は、解雇の理由たりうるか。その判断である。これは法的な根拠と正義たりえない。この矛盾は蟻の一穴ではあるが、国鉄改革派の正論（不当労働行為などない）が崩れ始めたのではないかと感じる。

無論、葛西尋問は原告敗訴のセレモニーだとする節も根強くある。これは、葛西まで呼んだのだから、原告団にあきらめろと言うサインでもあるとする考えだ。結果は見ないとわからないが、政治解決提示が「いいこと」と考えるには、危険性がありすぎることも承知の上だが。

ともあれ、国（冬柴大臣サイド）は葛西証言の矛盾から、高裁判決は郵政4・28の完敗の二の舞になると危機感をもったのではないか。政治的にも経済的にも、郵政4・28のような完敗は、国鉄改革では許されない。なぜなら、当時全通はすでになく、いま、国労はまだ組織は存在しているからだ。

これが裁判長の裁判外解決の要請であり、国土交通大臣が受けるとした背景ではないか。まだ、鉄道運輸機構は交渉のテーブルにつくとはっていないし、なにも実現するとは決まっていないし、そう簡単に整理がつく問題でもないが、なんらかの形で解決へ向うことは間違いないだろう。これまで4者4団体の中心的組織としてこの闘いを主導してきた国鉄共闘会議は、7月末に臨時の拡大会議を招集し、現状確認をするとしている。

9、終わりに

21年の闘いに苦しみ、納得いく解決を求めてきた原告団はもちろん、1047名の闘争団や、多くの国鉄闘争関係者すべてに、解決の言葉は、まぶしく見える。国を相手に勝ち抜くことは自らの人生を賭けて闘ってきた人にとって、これほど荣誉あることではない。雇用、賃金、解決金を求めて、最後の詰めの暑い夏。支援を強めるよう仲間を訴えたい。

さらに、全労協はまさにこの国鉄闘争のためにできた組織であり、そのために総力を挙げてきた。結果として、いかなる形であり、この闘いの終盤は、国労の労働界再編劇へとつながる可能性も同時に進む。なぜなら、当初の国鉄改革の敵の狙いは国労解体であり、闘争の終わりにあたり、敵が獲得しようとする課題もまた、同じだからだ。郵政労働者ユニオンのありようもまた、試される夏であることは間違いない。

そして最後に、21年間、不屈に闘い続けた原告団と被解雇者に、ガリレオほどではないけれど、かれらはすばらしいと言葉を贈りたい。

2008年7月20日

長崎国鉄共闘会議・中島義雄